

基本目標Ⅳ 男女平等社会の形成の推進に向けた体制の整備

経済・社会環境の変化などを踏まえながら、社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進していくためには、県、市町村、県民、事業者、民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら取組を展開していけるよう、推進体制を充実していく必要があります。

重点目標 1 総合的な推進体制及び機能の充実

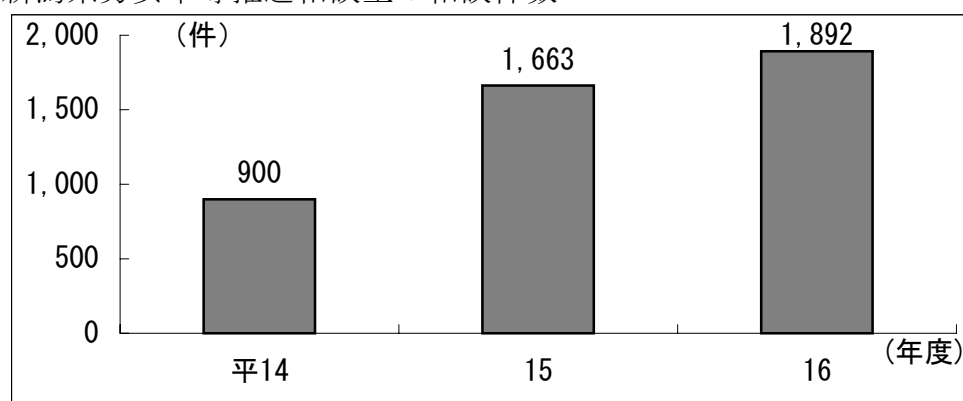
【現状と課題】

県は、庁内における推進体制として男女平等推進施策調整会議を設置し、広範多岐にわたる施策を総合的に推進しています。

職員研修等により職員の意識啓発を行い、男女平等の視点を踏まえた様々な施策を展開することが重要です。

また、男女平等社会推進審議会や、男女平等推進相談室に寄せられた相談等を通じて県民の意見を施策に反映させていくとともに、施策の推進状況についての適切な評価も必要です。

新潟県男女平等推進相談室の相談件数



資料：新潟県 ＊年度末（3月31日）現在

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）施策を総合的に推進するため、全庁的な推進体制を充実します。

- 男女平等社会の形成の推進に関する基本的な方針、重要事項の調査審議等に際して、県民の幅広い意見を十分に反映させるため、有識者や公募委員等で構成される新潟県男女平等社会推進審議会を開催します。（県民生活・環境部）
- 知事を議長とする男女平等推進施策調整会議において総合的な企画や調整を行い、諸施策を着実に推進するとともに、各所属における取組を効果的に進めるため、推進員の配置を検討します。（県民生活・環境部）
- 県の広報・刊行物等における表現が、性別に基づく固定観念にとらわれないように配慮します。〔再掲〕

（2）職員研修を充実します。

- 男女平等の視点を踏まえた施策展開を推進するため、男女共同参画の必要性などの職員研修を充実します。（総務管理部、県民生活・環境部）

- (3) 男女共同参画推進のための活動拠点として県女性センター機能を充実します。
- 情報提供、団体の活動の場の提供、人材育成等の機能を果たすため、県女性センター機能を充実します。(県民生活・環境部、福祉保健部)
 - 県女性センター機能発揮と充実のため、財団法人新潟県女性財団を支援します。(県民生活・環境部)
- (4) 相談・苦情申出制度を周知します。
- 性別による差別的取扱いや男女平等社会の形成を阻害する行為に対する相談の申出及び県の施策に関する苦情の申出制度を周知します。(県民生活・環境部)
- (5) 計画の推進状況を把握、評価し、公表します。
- 本県の男女平等社会の形成の状況や本計画の推進状況を把握し、毎年公表するとともに、適切な評価の方法について検討します。(県民生活・環境部)
- (6) 調査研究や情報収集を行い、提供します。
- 国、県、団体等の情報を収集し、ホームページ等で県民へ積極的に提供します。〔再掲〕
 - 新潟ユニゾンプラザの図書情報ルームにおける男女共同参画関連情報を充実するとともに、図書館と連携し、情報の収集・提供機能を拡充します。〔再掲〕
 - 女性の社会参画状況を定期的に調査するとともに、先進事例等の情報収集と参画拡大に向けた制度・仕組みなどの調査、研究を行います。〔再掲〕
 - 男女平等推進相談室に寄せられた相談を通じて県民のニーズを把握し、施策へ反映させる研究を行います。(県民生活・環境部)

重点目標 2 市町村との連携強化

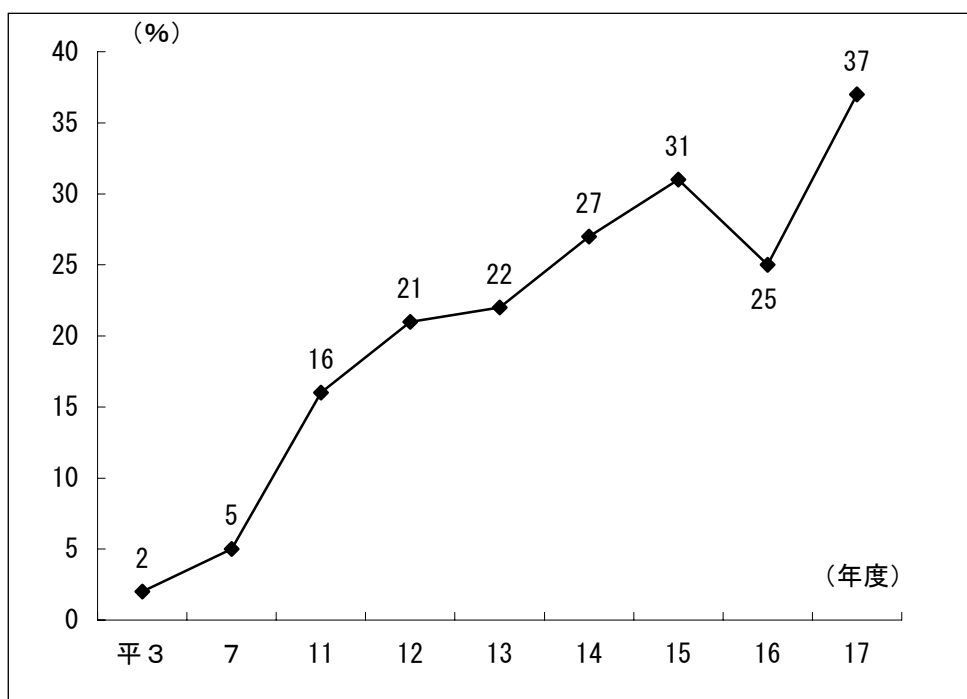
【現状と課題】

住民に最も身近な市町村におけるそれぞれの地域特性を踏まえた男女共同参画に関する取組が重要です。

県が情報提供、研修機会の充実等の支援を行う中で、条例の制定や計画の策定等が行われるなど効果的な取組が行われてきています。

そのため、県と市町村は、今後、より一層連携を強化することが必要です。

市町村男女共同参画計画策定率（新潟県）



資料：新潟県 ＊年度末（3月31日）現在 策定率＝（計画策定市町村数／市町村数）×100

（施策の基本的方向・施策の展開）

（1）市町村における推進体制の整備と計画の策定を促進します。

- 男女共同参画に関する取組が総合的・積極的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を促進します。（県民生活・環境部）
- 計画策定市町村の事例紹介などを行うことにより、住民に身近な市町村における男女共同参画計画の策定を促進します。（県民生活・環境部）

（2）市町村支援を充実します。

- 市町村に対する情報提供や研修機会の充実等を支援します。（県民生活・環境部）
- 地域の実情に沿った各種施策の実施を促進するとともに、広報・啓発等について連携を強化します。（県民生活・環境部）

重点目標3 県民、事業者、NPO、NGO等各種団体との連携・協働

【現状と課題】

県は、県民・事業者等と連携し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に努めています。

今後も、県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等、広く各界各層の理解と様々な立場からの主体的な取組が重要であるため、適切な情報提供や情報の共有、意見交換等を行うとともに、それぞれの自主性を重んじつつ、連携しながら推進していくことが必要です。

(施策の基本的方向・施策の展開)

(1) 県民等の取組を促進します。

- 職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野において、県民一人ひとりの積極的な取組を促進します。 (全部局)
- 事業者にも男女共同参画の必要性・重要性の認識を促し、積極的な取組を促進します。
また、事業者に対する効果的な取組を検討します。 (全部局)
- NPO、NGO等の民間団体に対して情報提供や情報交換等を行い、積極的な取組を促進します。 (全部局)

(2) 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等のネットワークを形成します。

- 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等のネットワークづくりを推進し、県民相互、県民と事業者間等の情報交換や連携を強化します。 (県民生活・環境部)

(3) 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体等との連携・協働による啓発活動を実施します。

- 強調月間の制定等により全県的な啓発活動を展開します。 (県民生活・環境部)